

○佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月28日条例第35号

改正

平成27年12月22日条例第44号

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第44号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中別表第1の改正規定並びに別表第2の8の項及び15の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成27年佐倉市条例第32号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種の費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援学級に就学する児童及び生徒の経済的負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者

	の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）を

		いう。) 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	る生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、子どもの医療に要する費用の助成に関する情報、ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者である現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害者関係情報であって規則

	(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
13 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、子どもの医療に要する費用の助成に関する情報又は生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成	地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、公営住

	6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	宅関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
22 市長	ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
23 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、公営住宅関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項

		の福祉手当の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

別表第3（第4条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する情報であつて規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する情報であつて規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援学級に就学する児童及び生徒の経済的負担の軽減に関	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの

	する事務であって規則で定める もの		
6 教育委員会	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの